

## Lehmann 説の再検討

### —日本語の述語接辞 qualifier—

R O N I

#### 要 旨

qualifier は動詞述語部の構造において動詞を修飾する接辞的要素である。日本語の qualifier に関して、Lehmann (1973:52) では、疑問、否定、願望、可能、使役、受身、仮定、過去の八つを指摘した。これに対し本稿では、疑問に-ka の他に-janaika と-kashira を、否定に-nai の他に-n、-nu、-zu、-mai を加えた。願望に-tai の他に-tehoshii と-tagaru を、可能に-eru/-rareru の他に-kotogadekiru を、使役に-seru の他に-saseru を、仮定に-ba の他に-to と-tara を加えた。又意味の分類から見て、日本語の qualifier には 37 類を付加した。

#### 1. はじめに

qualifier は、Lehmann(1973) で立てられた、動詞述語部の構造において動詞を修飾する接辞的要素である。言語一般において、一次 qualifier と二次 qualifier に区別される。一次 qualifier には疑問 qualifier と否定 qualifier の二類がある一方、二次 qualifier は言語によって異なるという。日本語の qualifier に関して、Lehmann (1973:52) では用例をあげながら、疑問、否定、願望、可能、使役、受身、仮定、過去の八つの qualifier を指摘した。これまでに筆者は Roni (2008) (2009) (2010a) (2010b) などにより Lehmann の qualifier という枠組みを日本語に援用した分析を行ってきた。本稿では、まず語順に基づく言語類型論において qualifier の位置を述べてから、日本語の疑問・否定 qualifier について、一次 qualifier として位置づけられるか否か検討したい。また、Lehmann が取り上げた日本語の二次 qualifier についても、あくまでも言語類型論の枠での通言語的な概念なので、詳細に検討する必要がある。本稿ではそれらを再検討したい。

#### 2. 語順の類型論における qualifier の位置

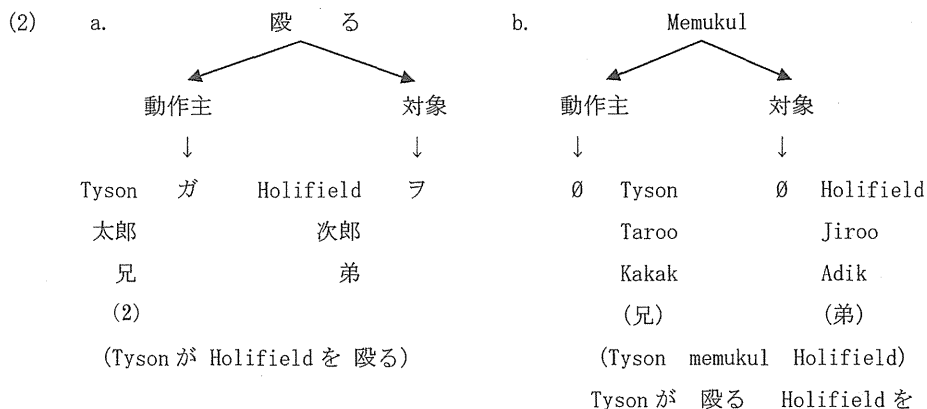
qualifier は通言語的に語順に基づく文法カテゴリーの概念である。Lehmann による qualifier は Greenberg(1963)の類型論に由来し、これと切り離すことはできない。Greenberg は S・V・O の語順、名詞(N)・側置詞(Ad)の語順、名詞(N)・形容詞(A)の語順で理論を構成する。この三つの語順を組み合わせながら、Greenberg は論理的に、類型の枠組みの可能性を示唆する。S・V・O の語順は文の成分としての節構造のレベルで、名詞(N)側置詞(Ad)の語順、名詞(N)形容詞(A)の語順は句構造のレベルである。この Greenberg の S・V・O に対して、Lehmann は S を主要要素でないとして、考慮に入れない。名詞を修飾するのは形容詞(A)だけでなく、関係節(relative clause; Rel)や所有(genitive; G)もある。ゆえに、Lehmann の類型論において、言語は VO 類と OV 類の二つに区別される。句構造という枠において、一貫する VO 言語では N-A、N-Rel、N-G の

順に Q-V 順を、OV 言語では A-N、Rel-N、G-N の順に V-Q 順を追加する。

節構造のレベルで V(述語)は 0 を統率する<sup>1</sup>。格文法では、文の中心は述語であり、述語に位置する一般的な要素は動詞 (V) であるため、V は当然、文の中心要素とされる。一方、句構造のレベルでは、名詞と形容詞の語順において、名詞が形容詞に修飾されるのに対して、名詞と側置詞との語順では、名詞が側置詞に修飾されるのではなく、名詞が側置詞を修飾するとされる。節レベルでは、S と 0 の位置に入る名詞は V の位置に入る動詞に依存する。これと同様に、側置詞の句レベルでは、名詞は側置詞に依存する。文中では、動詞が中心的な要素であるため、Verhaar (1996:164) は *konstituen induk* (「母の要素」) という。「母の要素」は「子の要素」として扱う名詞を一つ、二つ、多くても三つ産む。それぞれの名詞には常に「意味役割」が付いている。これらの役割は動詞である「母の要素」に依存している。そこで主要素となるのは名詞でなく、役割の方である。さらに、役割を表す要素が有標か無標かに関しては、言語によって異なる。

例えば、(1) 「Tyson が Holifield を殴る」では、「母の要素」としては「殴る」であるが、その動詞は動作主の役割を付与された名詞 Tyson と、対象の役割が付与された名詞 Holifield を産む。Tyson と Holifield という名詞はそれぞれ「太郎」「兄」「kakak(兄)」と「次郎」「弟」「adik(弟)」という名詞で交換でき、さらにそれぞれの名詞は動作主と対象という役割に依存する(2a)。日本語においては、格標示の観点からすれば有標であり、動作主はガ格、対象はヲ格で表示されるが、(2b) のようにインドネシア語では、動作主と対象は無標であるため、表示はなく、 $\emptyset$  格である。この場合、普遍性を持つのは標識としてのガ・ヲでなく、動作主・対象といった役割であろう。ゆえに、動作主・対象という役割は名詞 Tyson、Holifield、太郎などを統率すると考えられる。このように、側置詞も名詞を統率する<sup>2</sup>。

(1) Tyson が Holifield を 殴る。



形容詞は名詞を修飾して名詞句を構成するが、名詞を修飾するものとしては形容詞(A)だけでなく、関係節(Rel)や所有(G)も存在する。日本語は OV 言語であるため、それぞれ形容詞一名詞(A-N)、関係節一名詞(Rel-N)、所有一名詞(G-N)の順である。Lehmann(1973:48)は次の用例を挙

げる。二重下線部はそれぞれ形容詞(3)、関係節(4)、所有(5)である。

- (3) takai hon o yondeiru. 'He is reading an expensive book'  
 (4) kinoo katta hon o yonde iru. 'He is reading the book which he bought yesterday'  
 (5) otooto no hon o yonde iru. 'He is reading his younger brother's book'

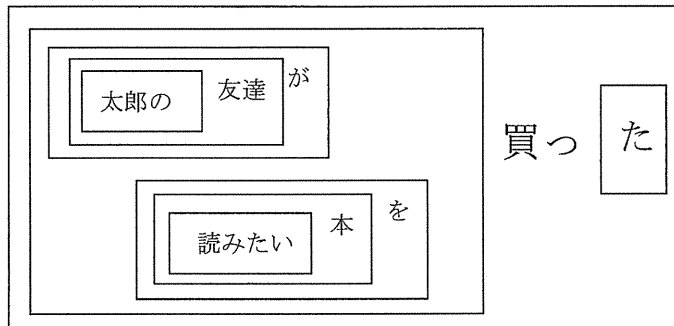
Lehmann は動詞を修飾する要素の文法カテゴリを qualifier(Q)と呼ぶ。VO の O は object(目的語)の名詞句(N)であれば、Q の位置は次の(6)の形式に従う (Lehmann, 1973:49)。N<sup>obj</sup>は ( ) カッコの中に入れてあるが、随意性があるという意味である。この形式には、他動詞の場合、(N<sup>obj</sup>)が出てくるが、自動詞の場合、(N<sup>obj</sup>)がない。N<sup>obj</sup>は随意であるため、大切なのは動詞(V)と qualifier(Q)の順である。これについて、インドネシア語の語順を観察した Sudaryanto (1983:48)はVとQを句構造の枠で分析することを提案した。このように、形容詞・関係節・所有は名詞を修飾して、名詞句の枠に位置付けられるのに対して、qualifierは動詞(V)を修飾して、述語を構成する動詞句の枠に位置付けることができる。

- (6) 
$$\# \text{ Q V (N}^{\text{obj}}) \# \left\{ \begin{array}{l} \# \text{ Q V (N}^{\text{obj}}) \# \\ \# \text{ (N}^{\text{obj}}) \text{ V Q } \# \end{array} \right.$$

本節の整理は、簡単に次のようにまとめられるであろう。

文中では、中心になる要素は述語であり、言わば「母の要素」である。述語に位置する品詞は言語一般に動詞であるため、「母」になるのは動詞である。動詞は「子」としての名詞を産んで、動詞による役割をその名詞に付ける。ゆえに、動詞は名詞を統率する。名詞は形容詞・関係節・所有に修飾され、言い換えれば後者の三つの要素は名詞に依存する。これに対して、Lehmannは、動詞が qualifierに修飾されると規定している。つまり、qualifierは動詞に依存する。簡単に言えば、動詞は節レベルでは名詞を統率するが、句レベルでは qualifierを統率するということである。図(7)のように、qualifier(た)は動詞(買っ)を修飾するが、動詞は役割を表すガ(動作主)とヲ(対象)によって名詞(友達と本)を統率するため、qualifierが修飾するスコープは動詞だけでなく、動詞によって産まれるその名詞、さらにその名詞の修飾要素である形容詞・関係節・所有(この場合、所有「太郎の」と関係節「読みたい」)に至る<sup>3</sup>。

## (7) 「太郎の友達が 読みたい本を 買った」



以上のように、S・V・Oの文の成分において、SとOに入る名詞句では形容詞(A)・関係節(Rel)・所有(G)が名詞(N)を修飾するというA/Rel/GとNの語順に対応して、Lehmannは述語修飾要素として文法カテゴリを示す接辞に対して新たな術語を立ててqualifier(Q)とし、V(動詞句)に入る動詞を修飾する要素QとVの語順を観察した。VO言語とOV言語では、それぞれ、後者の要素(VとQ)の語順も前者のA/Rel/GとNの語順に並行して、句の枠で観察できる。句構造という枠において、VO言語ではN-A、N-Rel、N-Gの順にQ-V順を、OV言語ではA-N、Rel-N、G-Nの順にV-Q順を追加する。このように、LehmannはVO言語とOV言語が鏡像関係の言語としての証拠を追加したと考えられる。

### 3. Lehmannが取り上げた日本語のqualifier

日本語はOV言語として、qualifierの位置は動詞の後である。つまり、(O)VQである。統語的には、述語であるVは文の一番後ろにあるため、Lehmannの形式(6)に従うと、Vを修飾するqualifierはより後ろに来る。つまり、(S)(O)VQである。1節で触れたように、Lehmannは疑問、否定、願望、可能、使役、受身、仮定、過去の八つのqualifierを指摘した。これらは文の種類でも形から見たqualifierの種類でもないが、意味によってqualifier形式を分類するものである。

Lehmannは疑問と否定が言語一般にあると指摘して一次qualifierというが、二次qualifierに関しては言語によって異なるとする。次節では、Lehmannが取り上げた日本語のqualifierを確認する。

#### 3. 1. 一次qualifier

##### 3. 1. 1. 疑問qualifier

疑問文は答えの観点から見ると、真偽疑問文と選択疑問文と補充疑問文の三つに分類できる。特徴として、真偽疑問文は「はい」「いいえ」あるいは「分からない」類の答えを要求し、選択疑問文は基本的に答えとして疑問文にある選択肢から一つ選び、補充疑問文は「誰」や「何」などの疑問語を使用する。真偽疑問文は、話し手が情報を持っているかどうかの観点から見ると、情報を持っていない「未知」と、ある程度情報を持っている「既知」の二つに区別できる。未知

の真偽疑問文はいわば純粋な疑問文である。既知の真偽疑問文はさらに、相手に意図的に聞く確認要求疑問文と非意図的な疑いの疑問文の二つに区別できる。

平叙文から疑問文を成すには超分節音と分節音の二つの方法で作成できる。超分節音の方法として、上昇のイントネーションの付加のみで、その平叙文は疑問文になる。この方法は日本語教育や漫画など口語体の文ではクエスチョンマーク(?)で標示されることが多い。例えば、平叙文「学校へ行く。」はクエスチョンマークを加えることによって、疑問文「学校へ行く?」になるが、ここであくまでもクエスチョンマークによる上昇のイントネーションは分節音でないため、形態論の対象とはしがたい。上昇イントネーションは動詞述語/i-k-u/という分節音に沿っていくため、動詞 iku の前・まん中・後のどこにあるか、語順を分析できない。本研究では超分節音は対象としないため、上昇調イントネーションは qualifier と認めないこととする。データを観察すると、分節音による疑問文の作り方として、典型的にはすべてのタイプの疑問文において -ka を使用することがわかる。「学校へ行くか。」の場合、分節音 -ka によって平叙文「学校へ行く。」は疑問文になる。

(8) 日本語の疑問文の種類による qualifier 形式

| 疑問文の種類 |    |          | qualifier 形式          | 例文  |
|--------|----|----------|-----------------------|---|
| 真偽疑問文  | 未知 | 純粋な真偽疑問文 | -ka                   | もう出かけます <u>か</u> 。<br>(日本語記述文法研究会 2003:23)                                  |
|        | 既知 | 確認要求の疑問文 | -janaika <sup>4</sup> | ほら、高校の同級生で次郎っていた <u>じゃないか</u> 。<br>(作例)                                     |
|        |    | 疑いの疑問文   | -kashira <sup>5</sup> | こんなに忙しくて、明日は本当に遊びに行けるの <u>かしら</u> 。(日本語記述文法研究会 2003:36)                     |
| 選択疑問文  |    |          | -ka                   | 和食にします <u>か</u> 、洋食にします <u>か</u> 、中華にします <u>か</u> 。<br>(日本語記述文法研究会 2003:25) |
| 補充疑問文  |    |          | -ka                   | <u>どうして</u> こんなおそろしいことをなさるのです <u>か</u> 。<br>(田辺聖子『新源氏物語』401)                |

日本語記述文法研究会(2003)の疑問文の種類に従えば、疑問 qualifier は分節音によって表(8)のように分類できる。純粋な真偽疑問文、選択疑問文、補充疑問文には -ka 形式がある。日本語教育の教科書では、疑問文を作るには -ka の代わりに(9)のように -no が使用されると指示する場面があるが、詳しく観察すると、その -no は qualifier 形式 -no(da) に上昇イントネーションが付加することによって疑問文を成したものである。つまり、-no は疑問 qualifier の形式でなく、用例(10)のような強調を表わす qualifier 形式である。この場合、強調 qualifier の -noda 形式は話し言葉で -no のみで使用される。

(9) A: このセーター、暖かそう。日本で買ったの?

B: ええ、韓国で。

(SNC 14/193)

(10)。。。そこであたしは、川の上流のほうにある小さな開墾《かいこん》地《ち》の切り株の中で小母さんと暮らすことになったの。とてもさみしいとろだったわ。。。 (モンゴメリ『赤毛のアン』267)

選択疑問文では、動詞述語の粹で、まさにいくつかの節からなり、それぞれの節には-ka を使用する。補充疑問文では、「どうして」や「何」や「どこ」なども疑問文を構成する形態といえるが、動詞述語構造において述語に存在しないため、疑問 qualifier 形式とはいえない。述語とともに述語句構造を構成する-ka のみが疑問 qualifier の形式と位置づけられる。

確認要求の真偽疑問文と疑いの真偽疑問文では、それぞれ-janaika と-kashira の形式を使用する。-janaika の形式は-janai と-ka に分析でき、それぞれ独立した qualifier 形式ではないかという疑いがあるかもしれない。つまり、否定の疑問である。しかし、詳しく観察すると、動詞述語句においては、-janaika は動詞に先行される。一方、動詞を否定する形式は-janai でなく、-nai を使用する。さらに、-janaika は構造的に否定形態-nai を含むが、意味上否定を表さない。-janaika 形式は話し相手に確認を要求する対話的機能を持つ。

-kashira も-janaika に類似する形式である。違いは、-kashira の疑問文には対話性がないということである。自分自身に聞くような形で、つまり独話的機能を持つが、それを聞いた話し相手としての周りの人にはその情報が分かれば、答えを期待される。-janaika と-kashira はそれぞれ-janai<sup>6</sup>と-ka、-ka と-shira<sup>7</sup>からなり一体化したと考えられる一つの形式として、いわば複合 qualifier と位置づけられる。-kashira に似ている形式は-kana である。-kashira は疑問を表す-ka と-shira からなると分解しにくいいため、一つの qualifier 形式として扱うが、後者は疑問の-ka と感情を表す-na からなると分解できる。-ka と-na はそれぞれ独立的な qualifier 形式として、同時に使用される、いわば並立 qualifier 形式である<sup>8</sup>。

### 3. 1. 2. -ka を使用する形式の確認

MNS と SNC<sup>9</sup>では、日本語の疑問文を構成する述語句末の形式には、-masenka, -mashooka, -teitadakenaideshooka, -teitadakemasenka, -tekudasaimasenka などのように、-ka を使用するものが多い。本節はこれらを確認しておきたい。

-masenka は(11)のように-masu(丁寧)+ -n(否定)+ ka(疑問)からなり、場面に依存して、観誘という意味になるであろう。丁寧・否定-masen は丁寧・肯定-masu に変えれば、(11a)-ikimasuka のようになる。さらに、丁寧・肯定-masu は非丁寧・否定-nai に変えれば、(12)-naika のようになる。この場合、それぞれ-masenka, -masuka, -naika も場面に依存しながら勧誘という意味をしている。一方、(13)-konaika と(14)-imasenka では、それぞれ-naika と-masenka は観誘を意味せず、否定を使用する真偽疑問を意味している。これを踏まえれば、-masenka と-naika は一体化した形式と考えにくい。それぞれの-masu(丁寧)+ -n(否定)+ ka(疑問)と-nai(否定)+ -ka(疑問)は独立した、言わば並立 qualifier である。

(11) いっしょに神戸へ行きませんか。(MNS 6/46)

- (11a) いっしょに神戸へ行きますか。
- (12) おい、双子の青星。すこし旅に出て見ないか。今夜なんかそんなにしなくてもいいんだ。(宮沢賢治『銀河鉄道の夜』171)
- (13) 雨は来ないか。水は溜《か》れ、褐色の礫《こいし》の間に、砂が、かつて流れた水の跡を示して、ゆるく起伏しているだけである。(大岡昇平『野火』1150)
- (14) 「もう僕らは帰らないといけない。困ったな。ここの人は誰か居ませんか。」ポウセ童子が叫びました。(宮沢賢治『銀河鉄道の夜』122)

(15)-masyooka は丁寧-masu +観誘-yoo +疑問-ka からなる<sup>10</sup>。-masyoo は丁寧・観誘の意味を持っているが、疑問-ka を加えることによって、その観誘について提案して聞く、あるいは「聞き手がその誘いを受け入れないといけない」という程度は薄くなる。つまり、観誘の直接性は軽減され、丁寧さが出てくる。これを踏まえると、-masyooka は一体化した形式ではない。

- (15) 暑いですね。窓を開けましょうか。(MNS 14/114)

上記の考え方も、授受を意味する動詞系形態(いただく、あげる等)を利用して構成される qualifier 形式-teitadakenaidesyooka (16), -teitadakemasenka (17), -tekudasaimasenka (18) に適用できる。まず、二重下線部の否定 -nai と -n は -teitadakerudesyooka (16a)、-teitadakemasuka (17a)、-tekudasaimasuka (18a) のように肯定に置き換えることができる。この置き換えによってそれぞれの -teitadakenaidesyooka, -teitadakemasenka, -tekudasaimasenka は一体化していない証拠になると考える。

- (16) ちょっと韓国語を教えていただけませんか。(SNC 3/42)
- (16a) 韓国語を教えていただけるでしょうか。<sup>11</sup>
- (17) 生け花を習いたいんですが、いい先生を紹介していただけませんか。(MNS 26/2)
- (17a) 生け花を習いたいんですが、いい先生を紹介していただけますか。
- (18) ひらがなで書いてくださいませんか。MNS 41/130
- (18a) ひらがなで書いてくださいますか。

### 3. 1. 3. 否定 qualifier

否定とは出来事の全部またはその一部についての現実性を打消すために使われる文法カテゴリーである<sup>12</sup>。興味深いことに、否定形式を一部として、単純否定から構成される複合 qualifier もあるし、二重否定から構成される複合 qualifier もある。否定の形態で構成されるからといって、全体的には否定を表わすとは限らない。これらに関して可能性と選択性の観点から見た。

単 qualifier としてデータ内で観察できる形態には -n, -nai, -nu, -zu, -mai がある。最初の三つはそれぞれ「行かん ikan」「行かない ikanai」「行きません ikimasen」「行きませぬ ikimasenu」という例があげられる。この場合、下線部の音素 -a- と -e- は動詞「行く iku」の下

線部-uと同様に、連結要素として位置付ける。-zu形式は「行かず ikazu」のように、-mai形式は「行くまい ikumai」のように、それぞれ下線部-aと-uは連結要素として位置づけられる<sup>13</sup>。しかし、-maiの方は現代語の-naidarooのように「否定+推量」という意味構造を持ち、少し異なるニュアンスが出てくる。この中で、現代日本語でよく使用される否定のqualifier形式は-nと-naiである。

### 3. 1. 4. 否定 qualifier から派生する形式

否定形態を一部として別のqualifier形式を構成するものがある。この一部というのは、否定要素が一つの場合と二つの場合に区別できるが、結果としての全体の形式は二つとも否定qualifierにならなくなる。否定要素が一つの場合は例えば、「見ないで」の-naide、「聞かないでください」の-naidekudasai、「来たに違いない」の-nichigainai、「死ぬとはかぎらない」の-towakagiranai、「変わったかもしれない」の-kamoshirenaiなどである。この場合、-naideと-naidekudasaiは否定の意味があるが、-nichigainaiと-towakagiranaiと-kamoshirenaiは否定の意味がない。後者の三つは可能性と関わる。意味構造的に、必然性の-nichigainaiは「しない可能性がない」で、-towakagiranaiは「しない可能性がある」で、-kamoshirenaiは「する可能性がある」である。

これらの形式が一体化したかどうかを確認するため、否定-naiを肯定-u/-ruに置き換えると、それぞれ-nichigaiaru、-towakagiru、-kamoshireruになるが、これらの形式は使用されない。つまり、-nichigainai、-towakagiranai、-kamoshirenaiは一体化したと考えられる。

二重否定を使用する形式は「力を入れなければならない」の-nakerebanaranai、「避けなくてはならない」の-nakutewanaranai、「帰らないといけなない」の-naitoikenaiなどである。これらの最初の下線部-na(i)と最後の二重下線部 na(i)は肯定の形に置き換えできない。例えば irerebanaranai、irenaitonaru、saketewanaru、sakenakutewanaru、kaerutoikenai、kaeranaitoikeru などの下線部の形式はない。もしあるとしても、例えば kaerutoikenai の -rutoikenai のような形式には ikenai が実質の意味を持ち、-rutoikenai では一形式とは言えない。

一方、-nakerebanaranai、-nakutewanaranai、-naitoikenai は一体化した一つの形式として扱うことができると考えられる。これらの形式は義務性という意味を持っている。義務性は「しない可能性がない」という意味構造に相当して、下線部の二つの否定を使用する。この考え方で、日本語では義務性を表す形式に二重否定を使用するしくみは考えやすい。この場合、これらの形式は複合qualifierと位置づけられる。

問題なのは日本語では二重否定を使用する表現が多いことである。例えば「知らないはずはない」の-naihazuwanaiと「望まないわけではない」の-naiwakewanaiは一つの形式として述語構造を構成するようになるが、詳細に観察すると、最初の-naiは shiruhazunai と nozomuwakewanai のように肯定の形に置き換えても文法的であるし、最後の-naiは shiranaihazuda と nozomanaiwakeda のように肯定の認め方-daに置き換えても文法的であるため、-naihazuwanaiと-naiwakewanaiは一つの形式（この場合、複合qualifier）として考えられない。これらの形



式は並立 qualifier であり、つまり、それぞれの-nai、hazu(da)、wake(da)の単 qualifier が並立した構造であることが分かる。

### 3. 2. 二次 qualifier

日本語の二次 qualifier では、Lehmann は願望-tai、可能-eru と-rareru、使役-seru、受け身-rareru、仮定-ba、過去-ta を取り上げた。本節は Lehmann が取り上げた日本語の二次 qualifier と、問題点のある不十分なところをそれぞれを確認しておきたい。

Lehmann が取り出した願望は(19)yomi-tai(読みたい)、(20)yomi-taku nai(読みたくない)、(21)yomi-taku nai ka(読みたくないか)である。願望-tai には、(20)では否定-nai が、(21)では否定-nai と疑問-ka が接続される。その際-tai は-taku になる。

- (19) yomi-tai            V desiderative    ‘He want to read.’  
 (20) yomi-taku nai     V desid neg     ‘He does not want to read’  
 (21) yomi-taku nai ka · V desid neg int    ‘Does he not want to read?’

可能に関しては、Lehmann が挙げた用例は(22)のようである。現代語においては、(22b)-eru の方はいわゆる可能動詞形で使用されるが、(22a)-reru の方は受身の意味で使用され可能の意味は一般的ではなくなっている。古代語や方言では動詞で受身の-ru/-raru で可能を表わすため<sup>14</sup>、動詞の活用による分類を詳細に見ていない Lehmann が挙げたものと考えられる。

- (22) a. yoma-reru        } V Potential ‘He can read’  
       b. yom -eru        }

受身に関して、Lehmann が挙げた用例は、直接的に動詞に接続する用例ではなく、(23)のように使役 qualifier に接続するものである。そこでは使役-seru に受身-rareru を接続する。Lehmann は(23)の使役の用例を使用した他に、(24)yoma-se-reba のように使役・仮定-se-reba を、(25)yoma-se-nak-atta のように使役・否定・過去-se-nak-atta を表す用例も挙げる。

- (23) yoma-se-rareru    V Causative Pot/Passive ‘He is caused to read.’  
 (24) yoma-se-reba     V Caus Conditional ‘If he causes to read.’  
 (25) yoma-se-nak-atta V Caus Neg Past    ‘He did not cause to read.’

## 4. Lehmann 説にない日本語の qualifier

このように、日本語に対して Lehmann は一次 qualifier の疑問と否定の形式、そして二次 qualifier の願望、可能、使役、受身、仮定、過去に関して形式を取り上げた。Lehmann 説に取り上げられる日本語の qualifier 形式は表(26)のCのようにまとめられる。

日本語を個別言語として観察すると、Lehmann が取り上げた形式ではもちろん不十分である。

そこで、Roni (2008)は Sudaryanto (1983)が取り上げたインドネシア語の *qualifier* の条件を参照して、日本語の動詞述語部における動詞の語尾 *-ru/-u* の特徴を見ながら、日本語において *qualifier* になる形式の条件を立てた。その条件は、日本語の *qualifier* 形式は動詞語根とともに動詞述語句を構成することである。つまり、*qualifier* は句構造の枠で組み立てられる。*qualifier* 形式を確認・テストするため、動詞語根と *qualifier* 形式の間に、文の成分に相当する要素の介入の可否を見た。介入できる場合、その形式は *qualifier* ではないと考えるのである。Lehmann が取り上げた日本語の *qualifier* 形式ももちろんこの条件によって認められる。Roni (2008)は形の観点から日本語の *qualifier* の形式を取り上げた。本節では、それらを、本稿で述べた形式を含めて意味の観点から簡単な分類を行い、表(26)のD列のように Lehmann が取り上げた形式に加えた。

(26) 日本語の *qualifier* に関する Lehmann が挙げた形式と筆者が加えた形式

| 番号 | 意味分類     | Lehmann が挙げた形式 | Roni (2008) が加えた形式                              |
|----|----------|----------------|---|
| A  | B        | C              | D   |
| 1  | 疑問       | -ka            | -janaika, -kashira                              |
| 2  | 否定       | -nai           | -n, -nu, -zu, -mai,                             |
| 3  | 願望       | -tai           | -tagaru, -tehoshii                              |
| 4  | 可能       | -eru,          | -kotogadekiru                                   |
| 5  | 使役       | -seru,         | -saseru   |
| 6  | 受身・尊啓・自発 | -rareru,       | -reru   |
| 7  | 仮定・条件    | -ba            | -to, -tara                                      |
| 8  | 時制       | -ta            | -ru   |
| 9  | 依頼・命令    |                | -tekudasai, o-kudasai, -nasai, -e, -ro          |
| 10 | 可能性      |                | -kamoshirenai, -nichigainai, -towakagiranai     |
| 11 | 義務性      |                | -nakerebanaranai, -naitoikenai,                 |
| 12 | 内容       |                | -kotoda   |
| 13 | 順番       |                | -mae, -tekara, -taato                           |
| 14 | 反対       |                | -noni, -ga, -kedo, -temo                        |
| 15 | 目的       |                | -noni, -tame                                    |
| 16 | 時間       |                | -tokoroda, -teirutokoro, -tatokoro, -tabakarida |
| 17 | 禁止       |                | -na, -tewaikenai, -naidekudasai                 |
| 18 | 頻度       |                | -kotogaaru, -tebakariiru, -takotogaaru          |
| 19 | 変化       |                | -yooninaru, -nakunaru                           |
| 20 | 丁寧       |                | -masu, -desu                                    |
| 21 | 同時活動     |                | -nagara,  |
| 22 | 習慣的      |                | -yasui, -nikui,                                 |

|    |       |  |  |
|----|-------|--|--|
| 23 | 尊敬    |  | o-ninaru, o-suru,  |
| 24 | 証拠・伝聞 |  | -sooda, -yooda, -tte,  |
| 25 | 過度の   |  | -sugiru  |
| 26 | 進行    |  | -teiru   |
| 27 | 許可    |  | -temoii  |
| 28 | 授受    |  | -teyaru, -teageru, -temorau, -teitadaku,<br>-tekureru, -tekudasaru |
| 29 | 完了    |  | -teshimau  |
| 30 | 状態    |  | -teiru, -tearu   |
| 31 | 準備    |  | -teoku   |
| 32 | 試行    |  | -temiru  |
| 33 | 向近・遠  |  | -tekuru, -teiku  |
| 34 | 複数の   |  | -tarisuru  |
| 35 | 意志    |  | -oo, -yoo  |
| 36 | 放置    |  | -ppanashi  |
| 37 | 勧告    |  | -bairi   |
| 38 | 理由    |  | -kara, -node, -wake  |
| 39 | 推量    |  | -daroo   |
| 40 | 強調    |  | -n(o)da, -yo   |
| 41 | 確実・断定 |  | -hazuda  |
| 42 | 適用    |  | -toori(ni)   |
| 43 | 選択    |  | -kadooka   |
| 44 | 確認    |  | -ne  |
| 45 | 感嘆    |  | -na  |

## 5. まとめ

本稿で主張したいことは次のようである。

- 一語順に基づく言語類型論において、Lehmannが指摘した qualifier は S・V・O の S と O に入る名詞を修飾する形容詞(A)・関係節(Rel)・所有(G)に対応する。A/Rel/G と N の語順に反応して、Lehmann は qualifier(Q) という術語を立て、述語句にある動詞(V)を修飾する要素を示して、Q と V の語順を取り上げた。この場合、修飾として Q と V の順は A/Rel/G と N の語順に並行している。Lehmann は、VO 言語では N-A、N-Rel、N-G の順に Q-V 順を、OV 言語では A-N、Rel-N、G-N の順に V-Q 順を示したことによって、VO 言語と OV 言語が鏡像関係の言語であるという証拠を追加すると考えられる。
- 一日本語の一次 qualifier に関しては、Lehmann は-ka (疑問) と-nai (否定) を取り上げたが、本稿では、疑問 qualifier は疑問文の種類によって-ka のほかに-janaika と-kashira を加えた。一方、否定 qualifier は、-nai の他に-n、-nu、-zu、-mai があるが、現代日本語でよく使用されるのは-nai と-n である。

- 二次 qualifier に関して、Lehmann は願望-tai、可能-eru/-rareru、使役-seru、受身-reru/-rareru、仮定-ba、過去-ta を取り上げた。本稿では願望に-tai の他に-tehoshi と -tagaru を、可能に-eru/-rareru の他に-kotogadekiru を、使役に-seru の他に-saseru を、仮定に-ba の他に-to と-tara を加えた。
- Lehmann は意味の観点から、日本語に 8 つの qualifier を取り上げたが、本稿では、37 種類を付加した。

## 引用文献

- 日本語記述文法研究会 2003『現代日本語文法 4、第 8 部モダリティ』くろしお出版
- 松村明 1969『古代語現代語助詞助動詞詳説』學燈社
- Greenberg, Joseph H (editor). 1963. *Universals of Language*. Cambridge, Mass: The M. I. T. Press
- Lehmann, WP. 1973. "A Structural Principle Of Language And Its Implications" in *Language* Vol. 49 No. 1
- Roni. 2010a. 「日本語における qualifier—形容詞・形容動詞・名詞述語を中心に—」『名古屋大学人文科学研究』第 39 号 2010 年 3 月
- Roni. 2010b. 「日本語における疑問接辞—qualifier の観点から見たインドネシア語との対照—」『名古屋言語研究』第 4 号 2010 年 3 月
- Roni. 2009. 「述語句末音素の形態音韻論的位置づけ」『名古屋大学人文科学研究』第 38 号 2009 年 2 月
- Roni. 2008 「日本語の動詞 qualifier」『名古屋大学国語国文学』第 101 号 2008 年 11 月
- Sudaryanto. 1983. *Predikat-objek dalam Bahasa Indonesia, Keselarasan Pola-urutan*. Penerbit Djambatan
- Verhaar, JWM. 1996. *Asas-asas Linguistik Umum*. Yogyakarta: Gadjah Mada University Press
- Whaley, Lindsay J. 著 1997・大堀壽夫・古賀裕章・山泉実訳 2006 *Introduction to Typology*『言語類型論入門—言語の普遍性と多様性』岩波書店

## 用例出典

- 『CD-ROM 版新潮文庫の 100 冊』新潮社
- スリーエーネットワーク 2002『みんなの日本語初級 I』
- スリーエーネットワーク 2002『みんなの日本語初級 II』
- AOTS 2005『新日本語の中級』スリーエーネットワーク

<sup>1</sup> Sudaryanto (1983:27-29)を参照。

<sup>2</sup> 側置詞が名詞を統率するか否かについては立場が分かれている。「この件に対して」と「申込に関して」の下線部は一体化して側置詞と考えられるが、それぞれ「(に) 対する」と「(に) 関する」という動詞からなると考えられ、Lehmann による言語類型論の枠において、このような側置詞が主要部になり、「この件」「申込」という名詞を統率する。この前提で、助詞ガ・ヲ等は側置詞(この場合は後置詞)として名詞を統率すると言えるであろう。

<sup>3</sup> 文は  $\Sigma$  (シグマ) で、proposition (命題) は P で表示すれば、文は「 $\Sigma \rightarrow QP$ 」という形式に従う。(Lehmann,

1973:49)。この場合、Pは動詞句・節に代表されると考えられる。

<sup>4</sup> 確認要求疑問文で使用する形式は-janaikaの他に、dewanaidesuka、dewaarimasenka、janaidesukaなどがあるが、これらは一体化したと言えないため、表中に挙げない。

<sup>5</sup> 疑いの疑問文で使用する形式は-kashiraの他に、-darooka、-deshooka、-kanaなどがあるが、一体化したと言えない。

<sup>6</sup> -janaiは-dearuから次のルートに変化すると考えられる。-de+aru > -de+助詞系形態 wa+aru > -dewa+aru > -dewa+nai > d0wa+nai > (dw=j)a+nai > ja+naiになる。

<sup>7</sup> -shiraは動詞系形態-shiran(u)から生じたものである。

<sup>8</sup> Roni(2008)はqualifierを単qualifier、複合qualifier、並立qualifierの三つに分類した。単qualifierは例えば-ba、-to、-nai、-te、-rareru、-tai、-kotoda等で、一番単純なqualifier形式である。単qualifierの形式が一部として他の要素と一体化したものは複合qualifierである。例えば-tekudasai、-nakerebanaranai、-kotogadekiru、等である。単qualifierと複合qualifierは一つのqualifier形式として扱う。そして、単qualifierであれ複合qualifierであれいくつかのqualifierが並列したものは並立qualifierとする。例えば-takunaiは-tai+-nai、-masenは-masu+-en、-nakattaは-nai+-katta等とし、それぞれ自立したqualifier形式として扱う。

<sup>9</sup> MNSは「みんなの日本語」、SNCは「新日本語中級」で、ともに海外でもっとも一般的な日本語の教科書である。

<sup>10</sup> -masyookaは丁寧-masu、観誘・意志-yoo、疑問-kaからなり、-mas(u>i>0) + yoo + kaというプロセスで-masuの連結要素-uは-iに、さらに-0に変化して-masyookaになる。

<sup>11</sup> 意味的には「ていただけないでしょうか」と同様であるが、「ていただけるでしょうか」の場合より相手には話し手の依頼が断りにくい文脈でのみ使用可能になる。

<sup>12</sup> Lindsay J. Whaley (2006:229)を参照。

<sup>13</sup> 連結要素についてはRoni(2009)を参照。

<sup>14</sup> 例えば、「庵<sup>いほ</sup>なども浮きぬばかりに雨降りなどすれば恐ろしく寝<sup>いね</sup>も寝られず。」(更級日記)(未然形・可能)(松村明、1969:68)。更に、現代でも方言ではかなり広く子音動詞において「読まれる」「書かれる」「泳がれる」という-reru形を可能の意味で使っている。

(Roni/名古屋大学大学院博士課程後期)

[roniwaejp@yahoo.co.jp](mailto:roniwaejp@yahoo.co.jp)